



# 長野県報

12月28日(水)  
平成17年  
(2005年)  
号外

## 目次

### 規則

事務処理規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム） ..... 1

### 規則

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年12月28日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県規則第72号

##### 事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(3)中「町村その他」を削り、同アの(カ)中「(市と町村で設置するものを含む。(カ)において同じ。)」を削り、同(カ)中「(市と町村又は組合で設置するものを含む。)」を削り、同(カ)中「(市と町村又は組合間の委託に係るものを含む。)」を削り、同(シ)中「(市と町村又は組合で組織するものを含む。(ス)から(リ)までにおいて同じ。)」を削り、同(カ)中「(市と町村又は組合で組織するものを含む。(カ)から(ニ)までにおいて同じ。)」を削り、同イを削り、同ウを同イとし、同(4)中「町村の」を削り、同(7)中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、同(25)のア中「町村の社会福祉協議会」を「市町村社会福祉協議会」に改め、同(88)中「管轄区域内にある」を削り、同(89)のイ中「(3)のアの(イ)(市町村計画に係るものに限る。)、(コ)、(ヌ)及び(ヌ)、(5)」を削り、「並びに(24)から(86)まで」を「(24)から(86)まで、(88)及び(90)」に改め、同(90)中「管轄区域内の」を削り、同6の(7)中「及び(5)」を「から(5)まで」に改める。

別表第8の2の(2)のア中「(市と町村又は組合で組織するものを含む。)」を削り、同(4)中「第9条の2」を「第7条」に改め、同(13)中「(2)のウ、(3)から(10)まで及び(12)」を「から(12)まで」に改める。

##### 附則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

行政システム改革チーム